

# 「What しょうがい 2010」

～「障害」のある人の理解を促進するための Q&A～



**姫路市地域自立支援協議会 まもる部会**

(姫路市 障害福祉課)



\*\*\*「障害を理解するための Q&A 集」をお送りするにあたって\*\*\*

姫路市地域自立支援協議会「まもる部会」監修の「障害を理解するための Q&A 集」をお届けします。

この Q&A 集は、「障害」のある子ども達や「障害」のある方々、そしてその家族の皆さまが、姫路の街で健やかに育ち、豊かに暮らせることを願って作成したものです。市民の皆さまから募った「障害」への疑問に対する回答や「障害」についての基本的な考え方をまとめました。

マザー・テレサが「愛の反対語は『憎しみ』ではなく『無関心』」とされているように、「障害」のある人だけでなく、さまざまなハンディキャップのある人が地域で幸せに暮らしていくには、地域の皆さまの理解が重要です。

この Q&A 集が、姫路市民が「障害」のある人たちへの理解を深め、誰もが暮らしやすい街・姫路を創る道しるべになることを願っています。

姫路市地域自立支援協議会 副会長 宮田広善

### 「障害」という用語の使用について

「障害」を「障がい」や「障碍」と記載する文書が増えています。

しかし、私たちは「害」という漢字だけが問題なのではなく、「しょうがい」という言葉そのものが持つ「差別性」や「歴史性」こそが問題だと考えています。また昨今では、「障害」は人を指すのではなく、環境から生ずる生きづらさを「障害」とすることが多くなってきました。

政府の障害者制度改革推進会議の「第二次意見」でも、当分の間、このままの表記で使用する旨記載されています。

よって、本書では、「しょうがい」という言葉の根本的見直しが必要であるという観点から、論点を曖昧にする漢字のひらがなへの安易な置き換えはせず、「障害」という用語をあえて使用することにしました。

# も く じ

## 第 章 「障害」とは…

- Q1 「障害」のある人ってどんな人？ …………… 2
- Q2 何が「障害」なんですか？ …………… 4
- Q3 どんなことで「障害者」になるのですか？ …………… 6
- Q4 「障害」は治りますか？ …………… 8

## 第 章 「障害」の原因となる疾病の理解

- Q5 「3 障害」ってなんですか？ …………… 12
- Q6 「障害」の種類やその特徴について教えてください …………… 14
- Q7 「精神障害」について教えてください …………… 16
- Q8 「発達障害」について教えてください …………… 18

## 第 章 「障害」のある人の状況

- Q9 姫路市には「障害」のある人がどのくらいおられますか？………… 22
- Q10 「障害」があるとどんなことに困りますか？ …………… 24
- Q11 「障害」のある人は、どんな生活をしているのですか？………… 26
- Q12 「障害」のある人は学校や仕事をどうしていますか？………… 28

## 第 章 とともに住みよいまちを目指して

- Q13 身体の不自由な人が困っていたら、どのようにお手伝いすればよい  
でしょうか？ …………… 32
- Q14 「障害」のある方が家に遊びに来ます。どんなことに気をつければよ  
いでしょうか？ …………… 34
- Q15 子どもに「障害」があるとされました。どこに相談に行けばよいでし  
ょうか？ …………… 36
- Q16 ボランティアなど、私が「障害」のある人に出来ることはありますか？  
…………… 38

## 第1章. 「障害」とは…



この間、新聞に、「日本には障害のある人が 536 万人もいる」って載っていたけど…、いったいどんな人たちなんだろう？  
車椅子の人？ 病気の人？ 困っている人？  
誰か、丁寧に教えてくれないかなあ？

- Q1 「障害」のある人ってどんな人？
- Q2 何が「障害」なんでしょうか？
- Q3 どんなことで「障害者」になるのですか？
- Q4 「障害」は治りますか？

## Q1 「障害」のある人ってどんな人？



こくさいれんごう せんもんきかん せかいほけんきこう  
国際連合の専門機関である世界保健機構(WHO)の

かんがえかた しょうがい こじんてき げんいん ところ  
考え方によれば、「障害」は、個人的な原因によって「心や

からだ しょうがい しゃかいてき かんきょう かつどう  
体に障害がある」、または社会的な環境により「活動に

せいげん しゃかいてき さんか  
制限がある」「社会的な参加ができにくい」という状態で

あるとされています。

ぐたいてき しょうがい しんたいしょうがい せいしんしょうがい ちてき  
具体的に「障害」には、「身体障害」、「精神障害」、「知的

しょうがい かけい びょうき からだ  
障害」、そして加齢によるものがありますが、病気や体の

じょうたい さす びょうき けが  
状態を指すのではなく、病気や怪我によって、あたりまえ

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おくる しょうがい こんなん  
の日常生活や社会生活を送ることに障害(困難)がある

ひと いい  
人のことを言います。

ちいき ふつう くらす しょうがい かた  
このように、地域で普通に暮らすことに障害のある方

ちいき  
が地域にはたくさんいらっしゃいます。

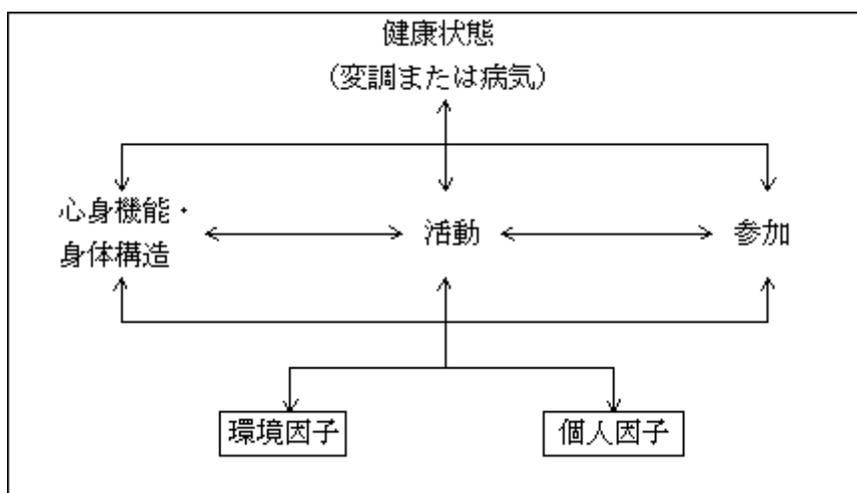
## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### ICF(国際機能分類)について

障害に関する国際的な分類としては、これまで、世界保健機関(以下「WHO」)が1980年に「国際疾病分類(ICD)」の補助として発表した「WHO国際障害分類(ICIDH)」が用いられてきたが、WHOでは、2001年5月の第54回総会において、その改訂版として「ICF(International Classification of Functioning, Disability and Health)」を採択した。

ICFは、人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている

これまでの「ICIDH」が身体機能の障害による生活機能の障害(社会的不利)を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは「環境因子」という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境のレベルを評価できるように構成されている。このような考え方は、今後、障害者はもとより、全国民の保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を示唆しているものと考えられる。



厚生労働省ホームページより抜粋



## Q2 なに しょうがい 何が「障害」なんでしょうか？



「障害」とは、あたりまえの生活を送る時の「障壁や  
しょうがい せいかつ おく しょうへき  
困難」を意味しています。それは、その人の状況やおか  
こんなん ひと じょうきよう  
れている環境によってさまざまです。

たとえば、足が悪く車椅子に乗っている人なら、階段や  
あし わる くるまいす の ひと かいだん  
段差、狭いトイレなどが、障害になります。また、文字を読  
だんさ せま しょうがい もじ よ  
むことの困難な知的に「障害」のある方なら、案内板や  
こんなん ちてき しょうがい かた あんないばん  
文字だけの説明(情報)が障害になります。その他にも、  
もじ せつめい じょうほう しょうがい ほか  
「障害」があるというだけでサービスが利用できなかつ  
しょうがい さーびす りよう  
たり就職できなかつたりする制度の問題や、偏見や差別  
しゅうしょく せいど もんだい へんけん さべつ  
観などの人の意識の問題も、あたりまえの生活を送るこ  
かん ひと いしき もんだい せいかつ おく  
との障害につながります。

「障害」とは、その人の病気や体の状態だけではなく、  
しょうがい ひと びょうき からだ じょうたい  
社会自体が持っている問題といえるでしょう。  
しゃかい じたい も もんだい

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

「共生社会」という言葉があります。これは、障害のある人も、ない人も、だれもが互いに人格と個性を尊重しあえる社会のことです。

障害のある人にとっては、障害のない人と同じように生活したいと思っても、日常生活、社会生活の中に様々なバリア(障壁・困難さ)が存在していることがあります。

共生社会を実現していくためには、障害のある人にとってどんなことがバリアになっているのかを、障害のない人も一緒に考え、バリアを取り除いていく必要があります。



### Q3 どんなことで「障害者」になるのですか？



「<sup>しょうがい</sup>障害」の<sup>げんいん</sup>原因については、さまざまなことが<sup>かんが</sup>考えられます。一般的には、さまざまな<sup>びょうき</sup>病気が<sup>げんいん</sup>原因といえますが、<sup>こうつうじ</sup>交通事故や<sup>こ</sup>加齢によるものも<sup>すく</sup>少なくありません。

<sup>げん</sup>現に、<sup>ひめじし</sup>姫路市のデータによると<sup>さいいじょう</sup>65歳以上の<sup>こうれいしゃ</sup>高齢者のおおよそ<sup>にん</sup>10人に<sup>ひとり</sup>一人が、<sup>しょうがいしやてちょう</sup>障害者手帳を<sup>しよじ</sup>所持しています。

このように<sup>かんが</sup>考えると、<sup>う</sup>生まれつきの<sup>びょうき</sup>病気で「<sup>しょうがい</sup>障害」を<sup>お</sup>負うより、<sup>けんこう</sup>健康であっても<sup>とつぜん</sup>突然の<sup>じこ</sup>事故や<sup>びょうき</sup>病気、<sup>かれい</sup>加齢で<sup>せいかつ</sup>生活上の「<sup>しょうがい</sup>障害」を<sup>ばあい</sup>きたす<sup>ほう</sup>場合の方が<sup>おお</sup>多いといえるでしょう。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

身体障害者の身体障害の原因についてみると、疾病によるものが20.7%、事故によるものが9.8%、加齢によるものが4.8%、出生時の損傷によるものが2.3%で、先天的な原因より後天的な原因の方が多いたことがわかります。

表10 障害の種類別に見た身体障害の原因(身体障害者)

(単位:千人)

	総数	事故					疾患			
		交通事故	労働災害	その他の事故	脳傷病・震災	小計	感染症	中毒性疾患	その他の疾患	小計
平成18年	3,483 (100.0)	106 (3.0)	113 (3.2)	100 (2.9)	21 (0.6)	341 (9.8)	58 (1.7)	8 (0.2)	656 (18.8)	722 (20.7)
平成13年	3,245 (100.0)	144 (4.4)	204 (6.3)	150 (4.6)	55 (1.7)	553 (17.0)	76 (2.3)	13 (0.4)	760 (23.4)	849 (26.2)
対前同比(%)	107.3	73.6	55.4	66.7	38.2	61.7	76.3	61.5	86.3	85.0
平成18年内訳										
視覚障害	310 (100.0)	11 (3.5)	2 (0.6)	8 (2.6)	3 (1.0)	25 (8.1)	4 (1.3)	1 (0.3)	56 (18.1)	61 (19.7)
聴覚・言語障害	343 (100.0)	6 (1.7)	3 (0.9)	6 (1.7)	2 (0.6)	17 (5.0)	3 (0.9)	— (—)	47 (13.7)	51 (14.9)
肢体不自由	1,760 (100.0)	89 (5.1)	96 (5.5)	86 (4.9)	14 (0.8)	284 (16.1)	36 (2.0)	2 (0.1)	356 (20.2)	394 (22.4)
内部障害	1,070 (100.0)	1 (0.1)	11 (1.0)	1 (0.1)	2 (0.2)	15 (1.4)	15 (1.4)	6 (0.6)	196 (18.3)	216 (20.2)

出生時の損傷	加齢	その他	不明	不詳
79 (2.3)	166 (4.8)	356 (10.2)	446 (12.8)	1,372 (39.4)
145 (4.5)	154 (4.7)	349 (10.8)	461 (14.2)	734 (22.6)
54.5	107.8	102.0	96.7	186.9
14 (4.5)	7 (2.0)	41 (13.2)	58 (18.7)	105 (33.9)
7 (2.0)	29 (8.5)	29 (8.5)	51 (15.0)	160 (46.7)
53 (3.0)	70 (4.0)	145 (8.2)	163 (9.3)	651 (37.0)
6 (0.6)	60 (5.6)	142 (13.3)	174 (16.3)	457 (42.7)

( )内は構成比(%)

厚生労働省・平成18年身体障害児・者実態調査結果より

Q4 「障害」は治りますか？



たとえば、風邪なら一週間もすれば元に戻ります。

骨折をしても、個人差はありますが、数ヶ月で普通の生活に戻れます。

「障害」の定義のひとつに「長期にわたって日常生活や社会生活に相当な制限を受けること」とあります。

つまり、病気や体の問題が、変化することはあっても、長く生活に支障をきたす状態が想定されています。

ある意味、「障害が治る」ということは、病状が良くなることではなく、病気であっても適切な支援を受けることによって、普通の生活が送れることを指すのかもしれない。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### 「障害」の「医学モデル」と「社会モデル」

「障害」と生活機能の理解と説明のために、様々な概念モデルが提案されてきました。そして、それらは「医学モデル」対「社会モデル」という対比で表現されることが少なくありません。

まず、医学モデルでは、「障害」を、疾病、外傷、もしくはその他の健康状態により直接生じた「個人的な問題」としてとらえるため、専門職による個別治療が主要な支援になります。そして、社会への適応や参加のためには、病気を治したり社会に適応したりする個人の努力が求められます。

一方、社会モデルでは、「障害」を社会のさまざまなバリアとの相互関係から生まれる問題としてとらえ、個人の責任ではなく、多くが社会によって作り出されるものとされます。よって、「障害」のある人への支援には、社会全体の行動が求められ、通常の社会生活に「障害者」が参加するために必要な環境の改善を社会全体で行っていくことが課題になります。

ICF(国際生活機能分類)は、これらのふたつのモデルの統合モデルとして示されています。したがって、最近では、「障害の改善」は、生物学的、個人的、そして社会的なレベルからの総合的なアプローチ(支援)によって達成されるものだと考えられています。





## 第2章. 「障害」の原因となる疾病などの理解



たんに「障害」といっても…いろんな方がいるんですね。  
その種類や特徴について、教えてもらえませんか？  
それと、最近、「発達障害」って、よく耳にするのですが…いった  
いどのような方でしょう？

- Q5 「3障害」ってなんですか？
- Q6 「障害」の種類やその特徴について教えてください
- Q7 「精神障害」について教えてください
- Q8 「発達障害」について教えてください

Q5 「3障害」って何ですか？



げんざい ほりつ しょうがい おおきくわけて しゅるい  
現在の法律では、「障害」には大きく分けて3つの種類  
があります。

しんたいしょうがい  
「身体障害」

め みみ てあし からだ しんぞう じんぞう からだ  
目や耳、手足などの体、心臓や腎臓など体の

ないぶ もんだい せいかつ ふじゆう  
内部の問題で生活に不自由がある

ちてきしょうがい  
「知的障害」

よみ かき けいさん りかい のうりよく ちてき はたらき  
読み書き、計算、理解の能力など、知的な働きが

ぜんぱん おく  
全般に遅れている

せいしんしょうがい  
「精神障害」

なんら せいしんしっかん せいかつじょう しこう こうどう  
何らかの精神疾患により、生活上の思考や行動

ししょう しょう じへいしょう はったつしょうがい  
に支障を生じている（自閉症などの発達障害

げんざい ぶんるい  
は現在のところ、ここに分類されています）

これら3つを合わせて「3障害」と言います。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### 障害者の福祉を守る法律

日本の障害者施策は、「障害者基本法」を土台として、「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という3つの法律と、障害児を対象とした「児童福祉法」によって定められてきました。しかしながら、「障害」の種別によって法律が異なり、それぞれの制度やサービスに「格差」が生じているという問題から、「障害」の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立を支援することを目的とした新しい制度が登場しました。それが、“3 障害一元化”を基本とした「障害者自立支援法」です。

2005年(平成17年)10月31日に成立し、翌2006年(平成18年)4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害、知的障害、精神障害という「障害」の種類に関係なく、共通の仕組みによって福祉サービスが利用できるようになりました。

またこの他にも、国の指定を受けた「難病」や、事故の後遺症などで記憶や注意力に支障が残る「高次脳機能障害」、「発達障害」などに対しても支援策が講じられています。



## Q6 「障害」の種類やその特徴について

おし  
教えてください。



「身体障害」は、見る、聞く、話す、食べるなどの機能の障害、手や足を動かす上での運動面の不自由さなどの他、心臓や腎臓といった体の内部に何らかの障害がある場合も含まれます。この人たちは、車いすや補聴器、心臓ペースメーカーなどの補助具を使用すれば生活できます。

「知的障害」は、発達の過程でわかる知的機能の障害です。学校生活における学習や活動、日常生活上の行動に支障がありますが、周囲の理解と支援によってできることも多くあります。

「精神障害」では、何らかの疾患による脳機能の一部の障害によって、意欲や思考力の低下、妄想など日常生活に支障をきたす状態が起こります。服薬やリハビリテーションによって回復を図りますが、他の障害と同様に社会生活には周囲の理解と支援が不可欠です。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

障害に応じて各種手帳を取得すれば、福祉制度やサービスの利用が可能になります。

### ●身体障害者手帳について

医師の診断書・意見書をもとに姫路市が判定し交付します。1～7級までありますが、手帳の交付対象は総合障害等級1～6級です。

#### 【手帳の交付対象となる障害】

視覚障害，聴覚障害，平衡機能障害，音声・言語機能障害，そしゃく機能障害，肢体不自由，心臓機能障害，じん臓機能障害，呼吸器機能障害，ぼうこう直腸機能障害，小腸機能障害，免疫機能障害，肝臓機能障害

### ●療育手帳について

知的障害児者に対して交付されます。18歳未満の児童は「姫路こども家庭センター」、18歳以上の方は「兵庫県知的障害者更生相談所」にて判定し交付されます。兵庫県では、A、B1、B2 という3段階に分かれていて、知的障害のない発達障害も対象にしています。

### ●精神障害者保健福祉手帳について

精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して、医師の診断書をもとに兵庫県が判定し交付します。初めて手帳を申請する場合は、初診日から6ヶ月以上経過していることが必要です。1～3級まであり、有効期間は2年です。



## Q7 「精神障害」について教えてください。



「精神障害」は、疾患による直接の症状だけでなく、二次的に生じる社会生活の送りにくさ(生活のしづらさ)が問題になります。生活のしづらさ(障害)は主に 3 つの場面で現れます。

対人関係の面で

人との付き合いや、人ごみの中で著しく緊張し疲れるため、上手なコミュニケーションが難しくなります。

就業・作業面で

集中力、持続力が弱まり、そのため疲れやすく

長時間の作業が苦手になります。

日常生活の面で

過度に疲れやすく、環境の変化や選択の判断が必要

な場面で不安が強く、対応しにくい傾向があります。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

「精神障害」は脳機能の「障害」だと考えられています。

ストレスに対処する力は人それぞれ生まれながらに違っており、ストレスに対するその人の限界を超えたときに「精神障害」が発症すると考えられています。

決して、育て方や環境が原因ではなく、また単純な遺伝病でもなく、人が元来もっている素因によるものが大きいと考えられています。いずれにしても、正しい知識と適切な対応により早期に治療し、リハビリを受けることで回復可能な病気です。

主な病気には、統合失調症、うつ病、躁うつ病、不安を伴うもの(不眠・妄想・意欲低下)などがあります。神経伝達物質のトラブルにより、脳の一部に機能低下が起こり、思考や行動に支障がでることで起こります。また、生まれつきの脳の器質的問題により「障害」につながることもあります。

対応は、薬物療法、心理・精神的サポート、リハビリテーションにより、社会生活への適応を促します。発病時(治療前)に思考の混乱が起こって生活上に問題を起こすことがあり、偏見を受けやすい「障害」ですが、早期に医療と専門的相談や支援を受ければ落ち着いた生活が可能になります。地域社会全体が、病気の正しい知識と理解をもつことが必要です。

(参考資料 ; 全精連 家族からのメッセージ)



Q8 「発達障害」について教えてください。



「発達障害」は、「発達をめぐる障害」「発達に関する障害」を意味する幅の広い言葉で、いくつかの種類があります。対象とする人の特徴も一人ひとり違います。いずれも、脳の働きに何らかの機能不全が生じて起こると考えられており、育て方や家庭環境が原因で起こるものではありません。

人との関わりや社会性、コミュニケーションに苦手さをも持っていたり、特定の物事にこだわったりするなどの特徴のほか、感覚面の問題、注意集中の弱さを伴う場合もあります。

また一方で、特定の領域に秀でた能力を発揮する場合もあり、世界的に有名な科学者や経営者の中にも「発達障害」の方がいます。その人の特性を理解し、得意な面を活かす支援が求められます。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### ●「発達障害」の定義について

『自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの』

(平成17年4月1日施行『発達障害者支援法』より)

### 障害別の特徴

障害名	特徴
自閉症	3歳までに次の3つの特徴が認められる障害 対人関係の障害                      コミュニケーションの障害 限定した常同的な興味、行動および活動
アスペルガー症候群	自閉症と共通した障害で、対人関係の障害、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴がある。明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わないタイプ。
広汎性発達障害(PDD)	自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称
学習障害(LD)	全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある。
注意欠陥多動性障害(AD/HD)	注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。この3つの症状は通常7歳以前に出現する。

(参考資料；厚生労働省・発達障害情報センターHP)

\* 広汎性発達障害、自閉症スペクトラム、自閉症、自閉傾向、アスペルガー症候群等、現在は様々な名称が使われていますが、近年、これらは、広い意味ですべて同じグループだとする考えが広がっています。





### 第3章. 「障害」のある人の状況



姫路市には、障害のある方は、何人ぐらいおられ、どんな風に暮らしておられるのでしょうか。

学校やお仕事に行っておられるのでしょうか？

- Q9 姫路市には「障害」のある人がどのくらいおられますか？
- Q10 「障害」があるとどんなことに困りますか？
- Q11 「障害」のある人は、どんな生活をしているのですか？
- Q12 「障害」のある人の学校や仕事は、どうしていますか？

Q9 姫路市には「障害」のある人がどのくらいおられますか？



へいせい21ねん4がつ1にちげんざいほんししょうがいてちょう  
平成21年4月1日現在の本市における障害の手帳

こうふすうごうけい25,420にんじゅうふくありじんこうしめる  
交付数は、合計25,420人(重複有り)で、人口に占める

しょうがいしゃすうわりあい  
障害者数の割合は、4.7%となっています。

うちわけしんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃすうにん  
内訳は、身体障害者手帳所持者数20,199人

りょういくてちょうしょじしゃすうちてきしょうがいしゃにん  
(79.5%)、療育手帳所持者数(知的障害者)3,093人

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃすうにん  
(12.2%)、精神障害者保健福祉手帳所持者数2,128人

(8.4%)となっています。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

知的障害のある人については、これまで療育手帳を所持していなかった人、とくに 18 歳未満の申請が増えています。

身体・知的障害のある人を年齢別に見ると、身体障害のある人の 96.7% が 18 歳以上であるのに対し、知的障害のある人の 18 歳以上の比率は、69.6%となっています。

精神障害のある人については、近年の傾向として、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が増えていることが見受けられます。

また、障害の中には、手帳の交付の対象になっていないものもあります。手帳交付の対象になっていないために、福祉サービスを受けられないこともあります。

障害者手帳の所持者のうち、生まれつきの病気または原因不明の理由によって障害をもった人と、人生半ばにしてある日突然、事故や病気によって障害をもった人を比較しても、後者による障害者手帳所持者が多いことは、誰もが障害者に成り得る可能性があるということです。



Q10 障害があるとどんなことに困りますか？



障害の特性によってさまざまですが、たとえば、視覚障害の人では、レストランなどで料理の中に食べられないものが入っていても口に入れるまでわかりません。知的障害の人であれば、注文の内容が理解できず欲しいものを注文してしまうことがありますし、聴覚障害の人であれば、病院などで名前を呼ばれても聞こえず後回しにされることもあります。発達障害の人では、どのくらい待てばよいか理解できず、不安定になり、時にはパニックを起こしたりすることもあります。肢体不自由の人では、衣服の着脱が困難なためにデパートなどで試着をあきらめたり、精神障害の人では、外見で障害がわかりにくいいためさまざまな行動を誤解されやすいことなどが挙げられます。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

「障害」に基づくあらゆる差別の撤廃を目指す「障害者権利条約」

2006年の国連総会で、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための「障害者権利条約」が採択されました。

この「障害者権利条約」では、次の8つの原則が掲げられています。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること
- (b) 差別されないこと
- (c) 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること
- (d) 人間の多様性や人間の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービスの利用を可能にすること
- (g) 男女の平等
- (h) 「障害」のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び「障害」のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること

また、この条約では、「障害」を理由とする差別を禁止するとともに、「合理的配慮の否定」という新たな概念を盛り込んでいます。「合理的配慮」とは、例えば公共的な施設においてスロープを設置して車椅子の人が施設に入ることができるようにする、講演会などにおいて手話通訳や要約筆記などの情報保障を行うなど、必要に応じて介助者の援助を受けることができるようにする、というような変更・調整のことを言います。条約では、こうした変更・調整を行わないこと、すなわち「合理的配慮の否定」は「障害を理由とする差別」にあたるとされています。つまり、どんなことに困りますかということは、どんな配慮をすればいいですかという問いかけでもあり、それを理解することがとても大切なことです。

わが国は、2007年9月にこの条約に署名し、条約の締結に向けて、必要な作業を進めているところです。

「政府広報オンライン」より



Q11 <sup>しょうがい</sup>「障害」のある人<sup>ひと</sup>は、<sup>せいかつ</sup>どんな生活を  
しているのですか？



<sup>しょうがい</sup>障害のある人<sup>ひと</sup>の生活<sup>せいかつ</sup>は、<sup>しょうがい</sup>障害のない人<sup>ひと</sup>と何<sup>なん</sup>ら変<sup>か</sup>わりま  
せん。朝<sup>あさ</sup>起きて、食<sup>しょくじ</sup>事<sup>じ</sup>をして、昼<sup>ひるま</sup>間は仕<sup>しごと</sup>事<sup>ごと</sup>や勉<sup>べんきょう</sup>強<sup>きょう</sup>をして、  
夜<sup>よる</sup>は眠<sup>ねむ</sup>ります。

ただ、<sup>しょうがい</sup>障害のある方<sup>かた</sup>は、生活<sup>せいかつ</sup>をする上<sup>うへ</sup>で、<sup>しょうがい</sup>障害のない  
人<sup>ひと</sup>にはないバ<sup>ば</sup>リ<sup>り</sup>ア<sup>あ</sup>（障<sup>しょう</sup>壁<sup>へき</sup>や困<sup>こん</sup>難<sup>なん</sup>さ）があるた<sup>ほか</sup>めに、他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>  
の手<sup>て</sup>助<sup>だす</sup>けや支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>が必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>にな<sup>な</sup>ったり、<sup>しょうがい</sup>障害のない人<sup>ひと</sup>には  
数<sup>すう</sup>分<sup>ぶん</sup>でできるこ<sup>おな</sup>とが同<sup>じ</sup>じ<sup>かん</sup>時間<sup>じかん</sup>ではできな<sup>な</sup>かつたりするこ  
とがあります。

しかしこれ<sup>とく</sup>も、得<sup>とく</sup>意<sup>い</sup>なこと、不<sup>ふ</sup>得<sup>とく</sup>意<sup>い</sup>なこ<sup>しょうがい</sup>とが障<sup>しょうがい</sup>害<sup>がい</sup>のな  
い人<sup>ひと</sup>にもあるの<sup>おな</sup>と同<sup>おな</sup>じことな<sup>おな</sup>のです。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### バリアフリーとは

障害のある人が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去する(フリー)という意味で、1974年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したころから使われるようになりました。

バリア(障壁)は建物のみにあるのではなく

- 1) 室内の段差などの物理的障壁
- 2) 障害のために特定の資格が取得できない制度の障壁
- 3) 情報が伝わらない情報の障壁、
- 4) 障害者への差別・偏見などの心理的障壁

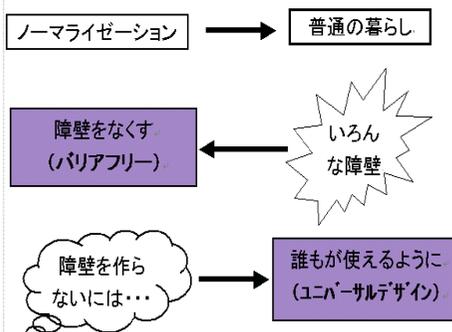
等、さまざまな場面に存在します。バリアフリーとは、このようなさまざまな障壁をすべて取り除こうという考え方です。

### ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。この考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

#### ユニバーサルデザインの7つの原則

1. 誰でも使えて手にいれることができる(公平性)
2. 柔軟に使用できる(自由度)
3. 使い方が簡単にわかる(単純性)
4. 使う人に必要な情報が簡単に伝わる(分かりやすさ)
5. 間違えても重大な結果にならない(安全性)
6. 少ない力で効率的に、楽に使える(省体力)
7. 使うときに適当な広さがある(スペースの確保)



Q12 「障害」のある人は学校や仕事をどうしていますか？



「障害」のある子どもたちが通う学校としては、肢体  
不自由、聴覚障害、視覚障害、知的障害など障害の  
特性に応じた特別支援学校（または養護学校）、小・  
中学校にある特別支援学級、通級教室などがあります  
が、通常学級に在籍して学校生活を送る場合も少なくあ  
りません。

卒業後の仕事は、一般の会社で仕事している人もいれ  
ば、簡単な作業を中心とした小さな福祉作業所で仕事を  
している人もいます。

障害のある人は、学校や仕事が、障害の特性、程度そ  
して能力によって、大きく左右されることにはなりますが、  
どんな仕事をし、どんな学校にいても、障害のある人を  
理解しようとする周囲の気持ちが何よりも重要だと思わ  
れます。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### インクルージョン教育とは？

日本では、1979年に養護学校義務制が実施され、どんなに障害が重くても就学猶予・免除されることなく就学できるようになりました。しかし一方で、本人や親の意志決定以前に、入り口の段階から「(障害のない児童との)分離教育」が定着したという批判があります。

その批判に対して、すべての就学児童が地域の学校で教育を受ける権利を保障しようとする「インテグレーション(統合)教育」が提唱されました。しかし、インテグレーション教育では、障害児が通常学級に「お客様」として迎え入れられるだけという状況も指摘されました。そのために提唱されたのが、「インクルージョン(共生)教育」の考え方です。ある地域で生活している子どもは十人十色、その中にハンディのある子がいてあたりまえという前提にたって、子どもたちの違いを認め、個々の教育ニーズに対応し、すべてを包みこむ学校・学級・社会が望ましいという考え方がインクルージョン教育です。

インテグレーション教育では障害児が通常の学級にいれば教育課程が変わりますが、インクルージョン教育では障害児がいない状況でも常に多様な教育形態が行われます。日本では、小学校の通常の学級で、2学年以上の学業の遅れがある児童は9～10%いて、長期欠席児童の急増やいじめや自殺などさまざまな問題の原因にもなっています。これらの子どもたちが自信をもって生き生きとした学校生活を送るためには、支援が必要な子どもたちを見捨てない教育が必要です。つまりインクルージョン教育の考え方は、「障害児」という枠組みではなく、すべての子どもたちの教育ニーズを包括して提供することなのです。

参考:「新しい教師像 インクルージョンによせて」

広島大学大学院教育学研究科障害児教育講座 付属障害児教育実践センター 落合俊郎教授





## 第4章. ともに住みよいまちを目指して



ともに暮らす、市民として、「障害」のある方達とどのように接したらいいのでしょうか？  
また、私達が「障害」のある方に出来ることは、あるのでしょうか？

- Q13 体の不自由な人が困っていたら、どのようにお手伝いをすればよいのでしょうか？
- Q14 「障害」のある方が家に遊びに来ます。どんなことに気をつければよいのでしょうか？
- Q15 子どもに「障害」があるとされました。どこに相談に行けばよいのでしょうか？
- Q16 ボランティアなど、私が「障害」のある人に出来ることはありますか？

Q13 <sup>からだ ふじゆう ひと こま</sup> 身体の不自由な人が困っていたら、どの  
<sup>てつだい</sup> ようにお手伝いすればよいでしょうか？



<sup>こま</sup> 困っているように見えても自分のペースで行動してお  
られることもあるので、<sup>きゅう かいじょ</sup> 急に介助せず、<sup>こえ か</sup> かならず声を掛  
けて<sup>じょうきょう かくにん</sup> 状況を確認してから<sup>かいじょ</sup> 介助しましょう。

また、<sup>かいじょ ほうほう ひとり ちが</sup> 介助の方法は、一人ひとり違います。どのように  
すればよいか<sup>たず</sup> 尋ねながら<sup>てつだい</sup> 手伝ってください。

もし、<sup>じぶん ちから むずか かん むり</sup> 自分の力では難しいと感じたら、無理をせず、  
<sup>てつだい かた いっしょ さが たいせつ しえん</sup> 手伝ってもらう方を一緒に探すことも大切な支援です。

<sup>だれ</sup> 誰でもそうですが、<sup>こま</sup> 困っていたら、<sup>こえ</sup> 声をかけてもらうだ  
けでうれしいものです。まずは、「<sup>なに</sup> 何か、<sup>てつだい</sup> お手伝いしましょ  
うか」など、<sup>ひとこと</sup> 一言かけてみる<sup>たいせつ</sup> ことが大切です。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### 「障害」別のお手伝いワンポイント

視力障害の場合、どこに何があるか方向や距離を示した上で案内する必要があります。聴覚障害の場合、手話や筆談によってコミュニケーションをとることができます。麻痺がある場合には麻痺側の手足を介助の際に巻き込んだり、身体の下敷きになったりしないよう注意する必要があります。ただ、人それぞれ状態も介助が必要な量も異なります。まずは本人の状態を把握し、本人がどのような介助を希望しているかを確認しましょう。慣れていない場合には一人で対応せず、周囲の方に声を掛けるなどして複数で対応するようにしましょう。

建物内の移動が困難な場合には、来客用車いすを用意しているところもあります。駅などであれば、駅員に連絡すれば応援に来てくれたり、乗降時には事前に連絡していれば乗降用のスロープを用意してくれたりします。傾斜がある場合には本人が転落しないよう、段差を昇る際には前輪を浮かせ、段差を降りる場合には後ろ向きになって後輪から下りるようにしましょう。また、身体障害者用のエレベーターなどが設置されている場合もあるので、確認してみてください。



Q14 「<sup>しょうがい</sup>障害」のある方が<sup>かた</sup>家に<sup>いえ</sup>遊び<sup>あそび</sup>に<sup>き</sup>来ます。どんなことに気をつければよいでしょうか？



<sup>ひと</sup>人それぞれ<sup>せいかく</sup>性格が<sup>ちが</sup>違うように<sup>しょうじょう</sup>症状や<sup>とくちょう</sup>特徴も<sup>ちが</sup>違います。前<sup>まえ</sup>もって、<sup>いっばんてき</sup>一般的な<sup>けいこう</sup>傾向や<sup>ちゅうい</sup>注意すべき<sup>し</sup>ことを知<sup>し</sup>っておく<sup>よ</sup>方が<sup>ほう</sup>良い<sup>よ</sup>でしょう。

<sup>ほんにん</sup>本人の<sup>し</sup>ことをよく知<sup>し</sup>っている<sup>かた</sup>方と<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>あそび</sup>遊びに<sup>く</sup>来<sup>ば</sup>る<sup>ば</sup>場合<sup>あ</sup>には<sup>あ</sup>よい<sup>あ</sup>のですが、<sup>ばあ</sup>そうで<sup>ほんにん</sup>ない<sup>きょうみ</sup>場合、<sup>きょうみ</sup>本人が<sup>きょうみ</sup>興味<sup>きょうみ</sup>をもつ<sup>は</sup>こと<sup>は</sup>や<sup>はいりょ</sup>配慮<sup>てん</sup>する<sup>かくにん</sup>点<sup>ほう</sup>などを<sup>ほう</sup>確認<sup>ほう</sup>しておく<sup>ほう</sup>方が<sup>ほう</sup>よい<sup>ほう</sup>でしょう。

しかし、<sup>きほんてき</sup>基本的<sup>とくべつ</sup>には、<sup>かま</sup>特別<sup>ひつよう</sup>に<sup>ひつよう</sup>構<sup>ひつよう</sup>える<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>は<sup>ひつよう</sup>あり<sup>ひつよう</sup>ませ<sup>ひつよう</sup>ん。

まずは、<sup>で</sup>出<sup>あ</sup>会<sup>あ</sup>って<sup>あ</sup>お<sup>あ</sup>話<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>する<sup>あ</sup>こと<sup>あ</sup>です。<sup>しょうがい</sup>障<sup>しょうがい</sup>害<sup>しょうがい</sup>の<sup>こ</sup>ある<sup>こ</sup>子<sup>こ</sup>ど<sup>こ</sup>も<sup>こ</sup>には、<sup>ひと</sup>人<sup>くら</sup>と<sup>くら</sup>比<sup>くら</sup>べて<sup>くら</sup>出<sup>くら</sup>来<sup>くら</sup>ない<sup>くら</sup>こと<sup>くら</sup>や<sup>くら</sup>理<sup>くら</sup>解<sup>くら</sup>し<sup>くら</sup>にく<sup>くら</sup>い<sup>くら</sup>こと<sup>くら</sup>が<sup>くら</sup>あり<sup>くら</sup>ませ<sup>くら</sup>ん。

ありますが、<sup>つ</sup>ゆ<sup>あ</sup>っ<sup>あ</sup>くり<sup>あ</sup>お<sup>あ</sup>付<sup>あ</sup>き<sup>あ</sup>合<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>す<sup>あ</sup>ると、<sup>わ</sup>だ<sup>わ</sup>ん<sup>わ</sup>だ<sup>わ</sup>ん<sup>わ</sup>分<sup>わ</sup>か<sup>わ</sup>り<sup>わ</sup>あ<sup>わ</sup>合<sup>わ</sup>て<sup>わ</sup>く<sup>わ</sup>る<sup>わ</sup>こと<sup>わ</sup>が<sup>わ</sup>少<sup>わ</sup>く<sup>わ</sup>なく<sup>わ</sup>あり<sup>わ</sup>ませ<sup>わ</sup>ん。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

どのような障害かにもよりますが、一般的には次のような配慮が考えられます。

### (1) 身体障害の場合

- ・ 手足に障害がある場合、足元などにたくさんの物を置かない。
- ・ どこに何があるか声をかけたり、身振りを使うなどコミュニケーションを取りやすい方法を考える。
- ・ 本人にとって行ないやすい方法もあるので、急に手を出したり話しかけたりしない。

### (2) 知的障害の場合

- ・ 素早く判断し、行動することが苦手な方が多い。
- ・ 周囲の意見や考え方を押し付けず、本人の意思を尊重する。
- ・ わかりやすい言葉でゆっくり繰り返し話す。
- ・ 身振りや絵などを使い、表現する。
- ・ 質問するときは答えやすい聞き方をする。

### (3) 精神障害の場合

- ・ 真面目で几帳面な方が多く、ひとつのことにこだわると前に進まないことがあります。
- ・ 不安を強めないよう、今まで関わってきた方と一緒に行動する。
- ・ 関心のあることから関わりを持ってもらい、無理強いしない。
- ・ 一度にたくさん言葉をかけない。
- ・ 必要以上に励まさない。



Q15 子どもに「障害」があると聞かれました。どこに相談に行けばよいでしょうか？



障害については、内容が多岐にわたっているため、  
障害の種類や相談の内容によって相談先が分か  
り、判りにくいところがあります。

一般的に制度のことが知りたい場合には、市役所の  
障害福祉課の窓口を訪ねるのが良いでしょう。

また、相談の内容が明確でなく、とにかく話を聞いて  
みたいなら、障害者相談支援事業所があります。

身近な地域には、障害者の相談員や民生委員がいらっ  
しゃいます。

いずれにしても、自分の状況にあった相談先をさがし  
たり紹介してもらったりすることが大切です。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

### 姫路市における障害福祉の主な相談先

#### <総合的な相談先>

障害や病気によって起こる暮らしのいろいろなことの相談に応じています。障害者手帳をお持ちでない人の相談にもお答えします。

福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先がわからない場合などに、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整などを行っています。

障害福祉課 221-2309・2457  
相談窓口福祉相談コーナー 221-2327  
障害者相談支援センター「りんく」 260-8507  
姫路市社会福祉協議会 福祉総合相談 0120-208 - 606

#### <専門的な相談>

障害に関して、それぞれの分野に関わる専門的な相談に応じています。

#### こども・児童に関する相談窓口

総合教育センター 0120 - 7830 - 28  
ぱっそあ・ぱっそ 079-289-0980  
子育て支援室 079-221-2132  
総合福祉通園センター 079-288-7122

#### 精神障害に関する相談窓口

保健所 予防課 079-289-1635  
地域活動支援センター けいふう 079-291-4315  
地域活動支援センター えんじえる 079-236-1078

#### 知的(発達)障害に関する相談窓口

総合福祉通園センター 079-282-2384  
社会福祉法人中播福祉会 香翠寮 079-232-6151

#### 身体障害に関する相談窓口

総合福祉通園センター 079-282-2384

#### 障害者の就労に関する相談窓口

職業自立センター ひめじ 079-291-6504  
公共職業安定所(ハローワーク)専門援助部門 079-222-4435

#### 難病に関する相談窓口

保健所 予防課 079-289-1635

Q16 <sup>ぼらんていあ</sup> ボランティアなど、<sup>わたし</sup> 私 が <sup>しょうがい</sup> 「障害」のあ  
<sup>ひと</sup> りに <sup>でき</sup> 出来ることはありますか？



「ボランティアに<sup>かんしん</sup> 関心はあるんだけど・・・」「どうしたら  
<sup>はじ</sup> 始められるんだろう」「ボランティアって<sup>たいへん</sup> 大変そうだ」…  
そんな<sup>ひと</sup> 人はたくさんいると思います。

でも、<sup>できる</sup> 出来るかどうかでなく、「やってみよう」と思う  
こと、そして<sup>でき</sup> 出来る<sup>はんい</sup> 範囲から<sup>はじ</sup> 始めることが<sup>だいじ</sup> 大事です。そ  
んな<sup>おも</sup> 思いをもった<sup>ひと</sup> 人たちには、まず<sup>しょうがい</sup> 障害のある<sup>ひと</sup> 人たち  
と<sup>ちよくせつ</sup> 直接ふれあって<sup>ほ</sup> 欲しいと思います。

<sup>ぐたいてき</sup> 具体的には、<sup>ぼらんていあ</sup> ボランティアにもさまざまなものがあり  
ます。たとえば、<sup>いべんと</sup> イベントでの<sup>つ</sup> 付き添いなどから、<sup>しせつ</sup> 施設  
<sup>ないがい</sup> 内外での<sup>かいじょ</sup> 介助まで、<sup>ないよう</sup> 内容も<sup>たき</sup> 多岐にわたります。これまで  
に<sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者と<sup>かか</sup> 関わる<sup>きかい</sup> 機会があまりなかった方であれば、  
<sup>いべんと</sup> イベントでの<sup>つ</sup> 付き添いなどを<sup>とお</sup> 通して<sup>はなし</sup> 話し<sup>あいて</sup> 相手になっ  
たり、<sup>いっしょ</sup> 一緒に<sup>たの</sup> 楽しんだりすることから<sup>はじ</sup> 始めるのが<sup>よ</sup> 良いと思  
います。

## ワンポイント(わかり合えるための知識)

<u>姫路ボランティア連絡協議会加盟グループ一覧</u> (障害者関係団体抜粋)	
グループ名	活 動 内 容
車イスダンス「ひめじ」	車イスダンスの啓発
まさごの会	「真砂園」での定期作業の手伝い、交流活動
手話サークル虹の会	公的行事における手話通訳、手話講座の開催
サークルさえずり	視覚障害者に図書、音訳テープを作成、提供する
ハッピーベル ボランティアクラブ	小規模福祉の家ハッピーベルの運営ならびに行事協力 知的障害者と行事を通じての交流
姫路点灯会	視覚障害者への点訳サービス、単行本などの点訳図書製作
ひまわり号を走らせる姫路 実行委員会	「姫路ひまわり号」の実施、駅・周辺の点検活動
姫路福祉マップをつくる会	福祉マップの作成、在宅障害者への訪問、外出援助 車いす試乗会・介助体験の実施
TOUSE姫路	障害者介助、朝鮮語のよる通訳、翻訳など
まいど	自閉症児・者との交流活動

「市民活動・ボランティアサポートセンター “ひめじおん”」では、ボランティアをします！はじめたい！という個人および団体の皆さんの登録制度を実施しており、市民の皆さまがボランティア活動に参加するきっかけとしていただけることを目的としています。どうぞお気軽にご相談ください。

〒670-0015 姫路市総社本町 112 番地

姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター “ひめじおん”

電話 079 281 2660



あとがき ～編集にあたって～

姫路市地域自立支援協議会「まもる部会」では、当事者団体、家族会、利用援助機関、福祉事務所、人権擁護等専門家、リーガルサポートなど、「障害」のある人の権利擁護を考えるメンバーを中心として、「障害に対する啓発」をテーマに、「障害」のある人の理解を促進するための Q & A の作成に取り組んでまいりました。

まもる部会のメンバーの皆さんが、どうすれば「障害」のある人を正しく理解していただくことができ、多くの人たちにそのことをどう伝えていくことができるだろうかという日々の悩みを、この Q & A に思いを込めて作成できたのではないかと考えております。

この度の作成内容で十分理解できるものになるとは思っておりませんが、「障害」のある人を正しく理解していく第一歩になれば、幸いに思います。

姫路市地域自立支援協議会「まもる部会」リーダー 室井 靖彦

# 「What しょうがい 2010」

～障害のある人の理解を促進するためのQ&A～

編集：姫路市地域自立支援協議会 まもる部会

発行：姫路市 障害福祉課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田4丁目1番地

姫路市役所1階

☎ 079-221-2454

発行年月 平成22年(2010年) 12月